

(様式①)

## 事業計画書目次

[ 港湾局 ]

損失補償

(単位：千円)

計画書頁	事業名
103	(株) 横浜港国際流通センターのための損失補償

(様式②-2)

# 令和2年度 債務保証、損失補償等に係る事業計画書

[ 港湾局 物流運営 課 ]

事業名
款 項 目
㈱横浜港国際流通センター のための損失補償

(単位：千円)

区分	事項	限度額	令和2年度以降の債務保証等予定額	
			期間	金額
新規設定 又は変更後	㈱横浜港国際流通センターのための損失補償 (令和2年度)	1,351,000 市中金融機関が㈱横浜港国際流通センターに融資することにより損失を生じた場合の補償	令和2年度から 令和12年度まで	1,351,000
変更前	㈱横浜港国際流通センターのための損失補償 (令和元年度)	1,935,000 市中金融機関が㈱横浜港国際流通センターに融資することにより損失を生じた場合の補償	令和元年度から 令和11年度まで	1,935,000
増△減		△ 584,000		△ 584,000

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
限度額	4,464,000	3,575,000	2,633,000

	令和3年度	令和4年度
限度額	911,000	594,000

## 【団体の基礎的情報】

### ① (団体の概要)

- < 事業目的 > ・ 横浜港流通センター（倉庫などの物流施設及び事務所等）の賃貸及び管理運営  
・ 同センターに付帯する事業等
- < 設 立 > 会社設立：平成4年12月18日 横浜港流通センター開業：平成8年8月
- < 基 本 金 > 7,685,000千円（内訳） 横浜市3,510,000千円（45.7%）、神奈川県700,000千円（9.1%）  
日本政策投資銀行700,000千円（9.1%）、金融機関、倉庫・物流等企業
- < 業務内容 > 物流棟と事務所棟で構成されたY-CCの賃貸・管理運営業務

② (団体の経営状況) ・平成22年度より黒字決算となっているが、累積損益が多額のため引き続き営業努力が必要な状況である。

## 【損失補償の内容】

### ③ (借入金の使途)

- ・横浜港流通センター建設時借入金の借換融資を市中金融機関から受ける。

### ④ (損失補償を行う理由・必要性)

㈱横浜港国際流通センターが運営する横浜港流通センターを建設する際に、市中銀行から借入が必要であったために損失補償を設定した。さらに、その建設借入金の返済期間が施設の償却期間に比べて短く、借換融資を受ける必要があることから、損失補償の設定を行う。

### ⑤ (損失補償額の積算根拠)

< 令和2年度資金計画 >

	金額	説明
借入金返済額	0	
団体の留保資金	0	
資金需要額	0	金融機関からの借入
損失補償額	0	損失補償限度額

	令和元年度分	令和2年度分	令和2年度設定額
設定限度額	1,934,080	1,350,780	1,351,000
借入(予定)額	1,934,080	1,350,780	
令和元年度までの償還額	583,300	440,280	
未償還残高	1,350,780	910,500	

### ⑥ (対象債務の返済の見通しとその確実性)

< 本団体に係る損失補償の設定状況 >

(単位：千円)

NO	設定年度	最終年度	限度額	左のうち借入済額または借入見込額		返済の原資等	
				令和元年度末までの償還見込額	令和2年度以降の損失補償等予定額		
1	令和2年度	令和12年度	1,351,000	1,351,000	0	1,351,000	賃料収入
				⑦ 合計		1,351,000	

< 対象債務の返済の見通し(各年度の償還額) >

(単位：千円)

NO	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度～	合計
1	440,280	316,900	593,600	0	0	0	0	0	0	0	1,350,780
計	440,280	316,900	593,600	0	0	0	0	0	0	0	1,350,780

< 団体の担保能力及び担保設定状況 > ※令和元年度末見込

### ⑧ (健全性化法の規定に基づき将来負担比率に参入される一般会計等負担見込額)

$$1,351,000 \times 10\% = 135,100$$

損失補償設定額 H30算定率 一般会計等負担見込額

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	中村 一己	飯島 雄一郎	相原 真理絵